

第7回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和7年12月19日(金)

午後3時30分から

場所：千葉県自治会館9階第1・2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

- (1) 小型機船底びき網漁業（手縄第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (3) くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて（諮問）
- (4) くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて（協議）
- (5) その他

5 そ の 他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第1号議案

小型機船底びき網漁業（手縄第3種漁業）の制限措置、
許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効
期間について（諮問）

このことについて、令和7年12月2日付け水産第1220号で
知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和7年12月19日

会長 石井 春人

千葉海区漁業調整委員会 様

小型機船底びき網漁業（手繩第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域とする手繩第3種漁業の許可につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和7年12月2日

千葉県知事 熊谷俊人
(公印省略)

記

1 制限措置

別紙のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月27日から3月26日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和8年9月30日まで

(別紙)

小型機船底びき網漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 手線第3種漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 1隻
- (3) 船舶の総トン数 15トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 80キロワット(25馬力)以下
(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)附録第1(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)
- (5) 操業区域 共同漁業権共第3号(令和5年9月1日免許)の漁場の区域
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 共同漁業権共第3号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者

東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域とする手縄第3種漁業について

1 許可について

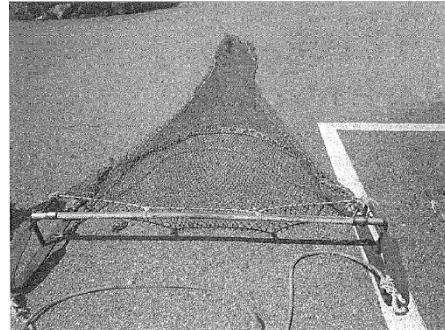
この漁業は、アサリの外敵生物であるツメタガイを採捕することを目的として、許可方針に基づき、平成19年から金田漁協及び新木更津市漁協牛込支所が有効期間1年以内の許可を受け操業しています（年によっては金田漁協のみ実施）。

従来、ツメタガイはアサリの操業で混獲されることにより駆除されていましたが、ウミグモの寄生被害等によりアサリの操業が減少したことで漁場内のツメタガイを駆除する機会が減少しているため、当該許可により採捕が実施されています。

操業区域は、自漁協の共同漁業権漁場内に限り、許可の有効期間は、のり養殖への支障がないよう、4月から9月までの期間に限定しています。

2 漁具及び漁獲対象について

2トン未満の船舶により、間口1.5～1.8mの小型の桁網（右図）を曳網し、ツメタガイを採捕しています。



3 これまでの漁獲成績

東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域とする手縄第3種漁業の許可及び漁獲成績

漁協		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	平均 (R3～7)
金田	許可隻数（隻）	8	8	4	4	4	6
	操業隻数（隻）	3	5	3	3	2	3
	延べ操業日数（日）	30	22	8	25	2	17
	漁獲量（kg）	103	142	63	55	10	75
	漁獲金額（千円）	自家消費	10 ^{※1}	自家消費	自家消費	自家消費	10
	1日当たり漁獲量（kg）	3	6	8	2	5	5
平成19年から	漁獲金額（千円）	-	0	-	-	-	0
	許可隻数（隻）	2	2	0	0	0	1
	操業隻数（隻）	0	1 ^{※2}	-	-	-	0
	延べ操業日数（日）	0	1	-	-	-	0
	漁獲量（kg）	0	0	-	-	-	0
	漁獲金額（千円）	0	0	-	-	-	0
新木更津市牛込	1日当たり漁獲量（kg）	-	-	-	-	-	-
	漁獲金額（千円）	-	-	-	-	-	-
	許可隻数（隻）	2	2	0	0	0	1
	操業隻数（隻）	0	1 ^{※2}	-	-	-	0
	延べ操業日数（日）	0	1	-	-	-	0
	漁獲量（kg）	0	0	-	-	-	0
平成21年から	漁獲金額（千円）	0	0	-	-	-	0
	1日当たり漁獲量（kg）	-	-	-	-	-	-
	漁獲金額（千円）	-	-	-	-	-	-
	許可隻数（隻）	2	2	0	0	0	1
	操業隻数（隻）	0	1 ^{※2}	-	-	-	0
	延べ操業日数（日）	0	1	-	-	-	0

ノリ養殖への支障がないよう、許可の有効期間を毎年9月30日までとしている。

※1 漁獲金額は水揚げした1隻のみの値で、他は自家消費。

※2 操業したが漁獲なし。

小型機船底びき網漁業（打瀬漁業及びその他の 小型機船底びき網漁業を除く。）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面における小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号に掲げる小型機船底びき網漁業をいう。）のうち、同省令第72条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 第3の（1）に規定する漁業種類のうち、手繩第1種漁業、手繩第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）及び手繩第3種漁業（操業区域5-2に係る許可を除く。）については、以下のとおりとする。

（1）許可の一斉更新においては、次のアの隻数からイの隻数を差し引いた隻数を操業区域ごとに定める。ただし、アの隻数が0となる操業区域については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数を追加することができる。

ア 一斉更新を迎える許可等の隻数

イ 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（2）許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

2 第3の（1）に規定する漁業種類のうち、自家用えさびき網漁業については以下のとおりとする。

（1）許可の一斉更新においては、次のアの隻数からイの隻数を差し引いた隻数にウの隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

ア 一斉更新を迎える許可等の隻数

イ 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

ウ 新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

（2）許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

3 第3の操業区域5-2に係る許可については、操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権者が行う場合又は当該漁業権者の同意があった場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数を定める。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 手繩第1種漁業及び手繩第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）、自家用えさびき網漁業（手繩第2種漁業のうち、釣り又ははえ縄により行う漁業のための自家用餌料の採捕を目的とする漁業をいう。）及び手繩第3種漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 下表のとおり

（4）推進機関の馬力数 次のとおり

ア 操業区域1、2、3及び4において操業する手繩第1種漁業及び手繩第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）並びに操業区域5-1及び5-2において操業する手繩第3種漁業に係る船舶

80キロワット（25馬力）以下（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。以下同じ。）

イ 操業区域 6において操業する手縄第3種漁業に係る船舶 次のとおり

- (ア) 総トン数4トン未満の船舶 330キロワット(70馬力)以下
- (イ) 総トン数4トン以上6トン未満の船舶 450キロワット(90馬力)以下
- (ウ) 総トン数6トン以上10トン以下の船舶 540キロワット(120馬力)以下

ただし、動力漁船の性能の基準(昭和57年農林水産省告示第1091号)第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。

(5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期 周年

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業種類	船舶の 総トン数	操業区域	漁業を営む者の資格
手縄第1種漁業及び手縄第2種漁業(自家用えさびき網漁業を除く。)	10トン未満	1 富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端(北緯35度15分23秒東経139度44分45秒の点)を順次結んだ線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
		2 富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端(北緯35度15分23秒東経139度44分45秒の点)を順次結んだ線から富津市萩生と同市金谷との境(通称ぼら口)と神奈川県横須賀市東浦賀明神崎突端とを結んだ線に至る間の千葉県海面	"
		3 富津市萩生と同市金谷との境(通称ぼら口)と神奈川県横須賀市東浦賀明神崎突端とを結んだ線から館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	"
		4 操業区域1から3までの操業区域の欄に掲げる操業区域のうち知事が指定する区域	"
手縄第3種漁業	15トン未満	5-1 富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	"
		5-2 富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面のう	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権者又は当該共

			<u>ち共同漁業権漁場</u>	<u>同漁業権を有する者 から同意を得た者</u>
	10トン以下	6	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北1号）正東の線に囲まれた千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
手繩第2種漁業のうち自家用えさびき網漁業	15トン未満	2	操業区域2の区域	//
		3	操業区域3の区域	//
		7	館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から鴨川市入道ヶ崎正南の線に至る間の千葉県海面	//
		8	鴨川市入道ヶ崎正南の線からいすみ市太東崎灯台正東の線に至る間の千葉県海面	//
		9	いすみ市八幡崎正東の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面	//

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

漁業種類	操業区域	許可等の条件
手繩第1種漁業及び手繩第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）	1	東京内湾における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。
	2	富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	3	富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	4	操業区域1、2及び3のうち知事が指定した区域の条件とする。
手繩第3種漁業	5-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 艶長6センチメートル以下のとりがい及び艶長5センチメートル以下のあずまにしきは採捕してはならない。 (2) 日没時から日出時までは、操業してはならない。 (3) 木更津市盤洲鼻突端と神奈川県横浜市本牧鼻突端とを結んだ線から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線に至る間の千葉県海面においては、12月1日から翌年3月31日までの間は操業してはならない。 (4) のり養殖施設が設置されている区域内では操業してはならない。 (5) 操業区域内における旧共同漁業権共第126号（昭和38年9月1日免許）の漁場の区域では操業してはならない。

		(6) 操業中の潜水器漁船から 500 メートル以上離れて操業しなければならない。 (7) 当該船舶の船橋の周囲を 30 センチメートル幅で帯状に橙色で塗装しなければならない。 (8) 使用する桁の幅は 3.5 メートル以内とする。
	<u>5-2</u>	日没時から日出時までは、操業してはならない。
	6	(1) 日没時から日出時までは、操業してはならない。 (2) 当該船舶の船橋の周囲を 30 センチメートル幅で帯状に橙色で塗装しなければならない。 (3) 使用する桁の幅は 3.5 メートル以内とする。 (4) 船舶を航行させて桁をひき廻す操業は行ってはならない。 (5) いすみ市太東埼灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線以内の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
手練第 2 種漁業のうち自家用えさびき網漁業	2、3	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。 (3) 富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深 8 メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	7、8	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。
	9	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。 (3) 12 時から 24 時までの間はえびを採捕してはならない。 (4) いすみ市太東埼灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線以内の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

(1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

(2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1) ~ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1) ~ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可（操業区域5-2に係るものを除く。）の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2（2）の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

2 第3の操業区域5-2に係る許可の有効期間は1年以内とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 漁業権に基づく行使の場合は、漁業権行使規則の写し及び採捕に関する総会の議事録の写し
【第3の操業区域5-2で操業する場合】
- (12) 漁業権に基づかない場合は、当該漁業権者の同意書【第3の操業区域5-2で操業する場合】

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（第3の操業区域5-2に係る許可以外は2月末日まで）に資源管理の状況等を別記第1号様式又は第2号様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業（その他の小型機船底びき網漁業を除く）の許可及び起業の認可方針（昭和52年6月15日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

小型機船底びき網漁業（手縄第1種・手縄第2種）

但し自家用えさびき網漁業を除く

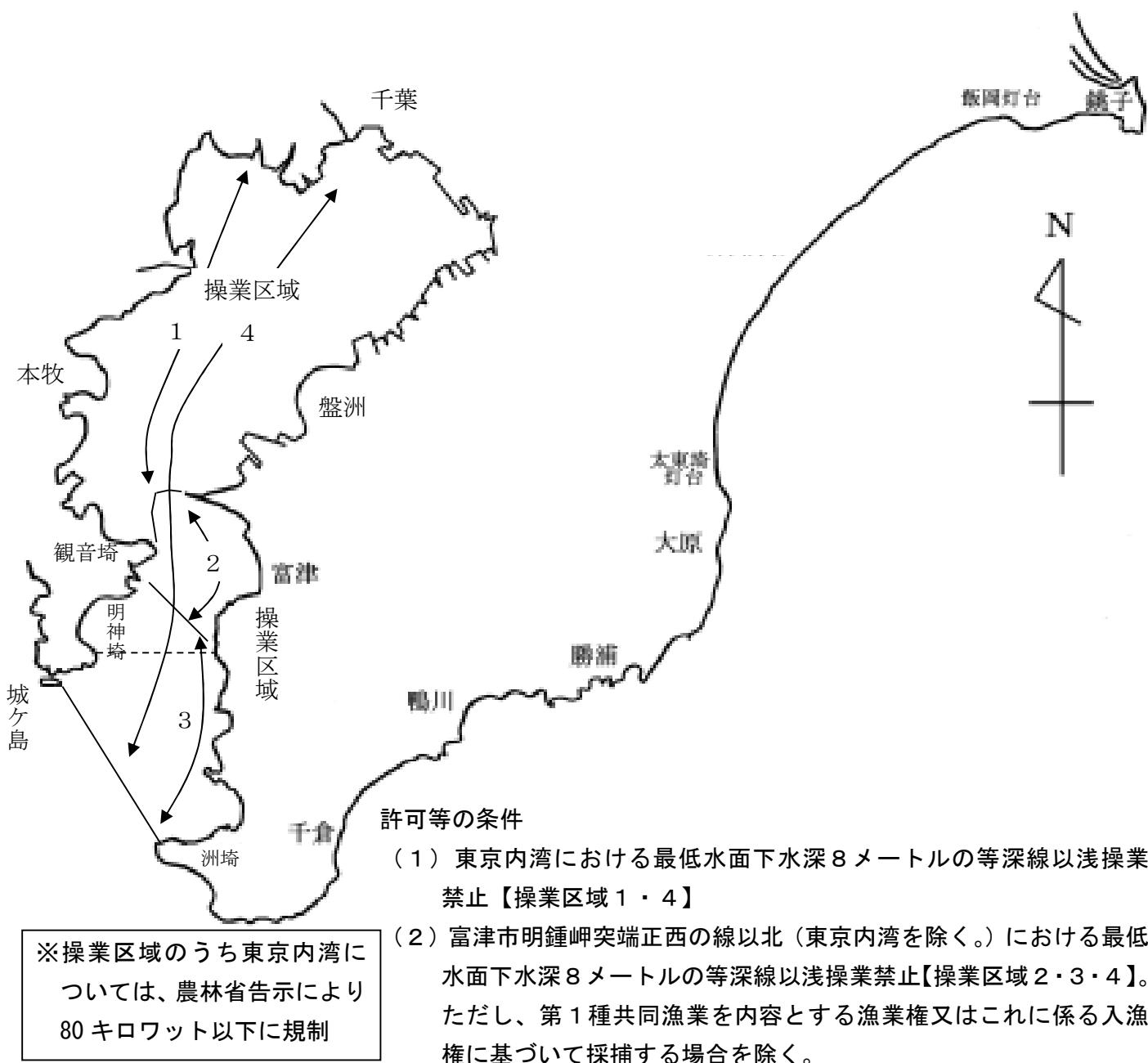
船舶の総トン数：10トン未満

推進機関の馬力数：80キロワット（25馬力）以下*

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



小型機船底びき網漁業（手縄第3種）

船舶の総トン数

操業区域5-1・5-2 : 15トン未満

操業区域6 : 10トン以下

推進機関の馬力数

操業区域5-1・5-2 : 80キロワット(25馬力)以下*

操業区域6 : 4トン未満 : 330キロワット(70馬力)以下

6トン未満 : 450キロワット(90馬力)以下

10トン以下 : 540キロワット(120馬力)以下

操業区域 : 下図のとおり

漁業時期 : 周年

漁業を営む者の資格 : 操業区域に接する地域に住所を有する者

操業区域5-2は操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員

行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者



許可等の条件

- (1) 艦長6センチメートル以下のとりがい及び5センチメートル以下のあづまにしき採捕禁止
- (2) 日没時から日出時まで操業禁止
- (3) 富津岬～盤洲間 12／1～3／31 操業禁止
- (4) のり養殖施設設置区域内操業禁止
- (5) 共第126号は漁業権消滅後も操業禁止
- (6) 潜水器から500メートル以内操業禁止
- (7) 船橋を帯状に橙色塗装
- (8) 使用する桁の幅は3.5メートル以内

許可等の条件

- (1) 日没時から日出時まで操業禁止
- (2) 船橋を帯状に橙色塗装
- (3) 桁の幅は3.5メートル以内
- (4) 船舶を航行させて桁をひき廻す操業の禁止
- (5) いすみ市太東崎灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から2,000メートルの線以内操業禁止。
ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。

【操業区域5-2】

許可等の条件

日没時から日出時まで操業禁止

小型機船底びき網漁業（自家用えさびき網漁業）

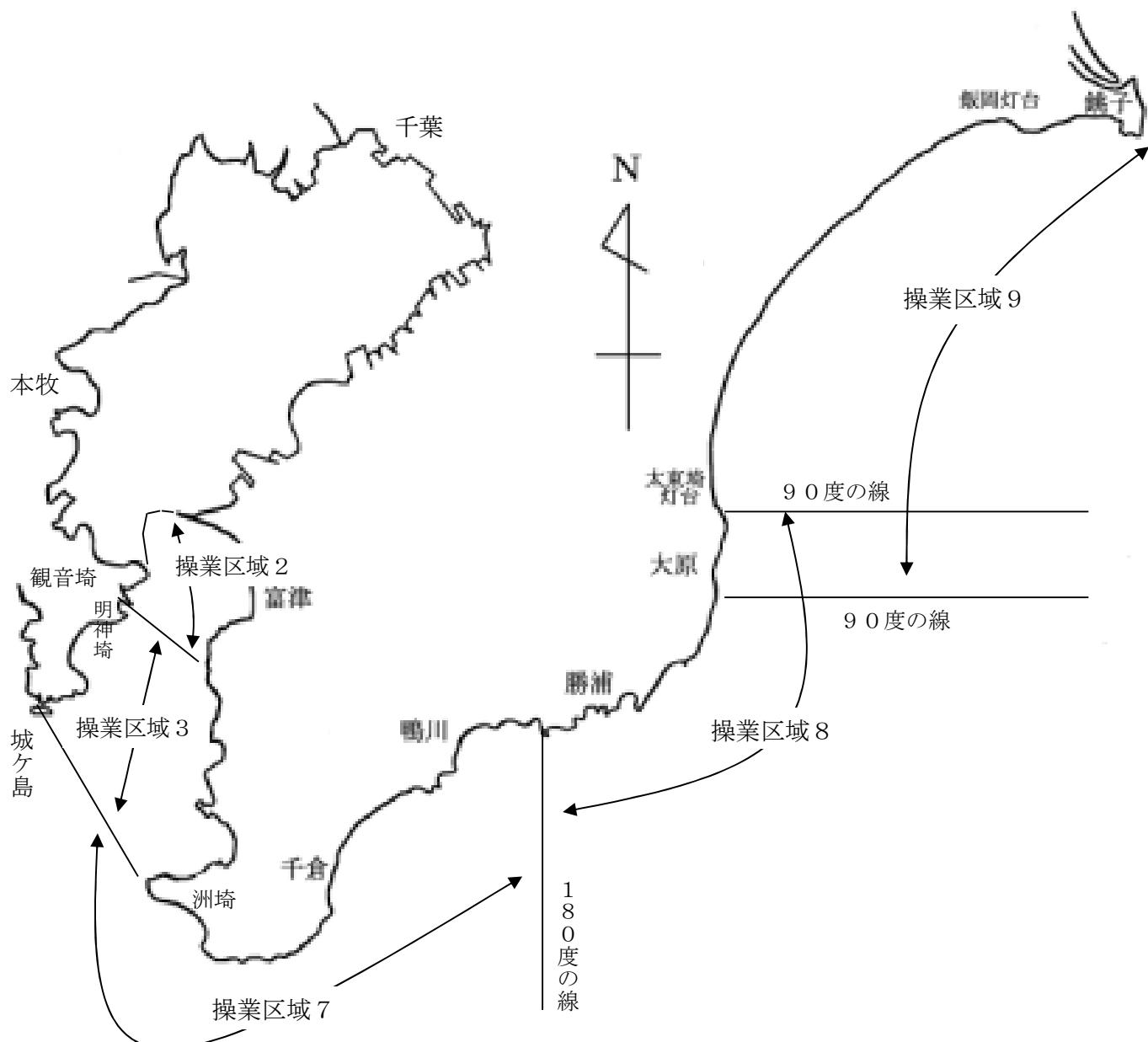
船舶の総トン数：15トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件

- (1) 1航海につき、えび20キログラム以上採捕禁止
- (2) 採捕物の販売禁止
- (3) 富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深8メートルの等深線以浅操業禁止。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。【操業区域2・3】
- (4) 12時～24時までの間はえびの採捕禁止【操業区域9】
- (5) いすみ市太東崎灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から2,000メートルの線以内操業禁止。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。【操業区域9】

第2号議案

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくち
いわし太平洋系群に関する令和8管理年度に
おける知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、令和7年11月20日付け漁資第596号で
知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和7年12月19日

会長 石井 春人

漁資第596号

千葉海区漁業調整委員会 様

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に
関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、
まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年
1月1日から令和8年12月31日まで）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり
定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

令和7年11月20日

千葉県知事 熊谷俊人

（公印省略）

(別紙)

一 さんま

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県さんま漁業	現行水準

二 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県まあじ漁業	現行水準

三 まいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県まいわし太平洋系群漁業	現行水準

四 かたくちいわし太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

107,000トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配 分 す る 数 量
千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業	107,000トンの内数

第3号議案

くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通
に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱い
について（諮問）

このことについて、令和7年12月3日付け漁資第613号で
知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和7年12月19日

会長 石井 春人

漁資第613号

千葉海区漁業調整委員会 様

くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲
可能量の変更に係る取扱いについて（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めたくろまぐろに
関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における県内
融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更について別紙の取扱いとしたいので、同条第5項に
おいて準用する同条第2項の規定により諮問します。

令和7年12月3日

千葉県知事 熊谷俊人

（公印省略）

くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う 知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて

第1 趣旨

農林水産大臣から本県に配分されたくろまぐろの都道府県別漁獲可能量を有効に活用するため、令和7管理年度における知事管理区分間の融通に伴う変更に関しては、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）の規定によるほか、この取扱いの定めるところによる。

第2 県内融通に伴う数量変更の手続

各管理区分の漁業者間で数量の融通の協議が調った場合については、手続の迅速化を図るため、あらかじめ海区漁業調整委員会の了承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告で対応することとする。

第3 くろまぐろ（小型魚）に係る県内融通の手続等について

1 定義

この手続に係る配分量は、次の(1)から(4)に掲げる漁業の地区別及び漁業の種類別の管理区分（以下「管理区分」という。）の漁獲可能量（(1)から(3)にあっては期間別の漁獲可能量）とする。

- (1) 銚子・九十九里地区漁船漁業等
- (2) 夷隅地区漁船漁業等
- (3) 安房地区漁船漁業等
- (4) 定置漁業

2 融通の手続

- (1) 県は必要に応じて各管理区分の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。
- (2) (1)の要望調査において配分量の譲渡（融通のうち配分量を譲り受けことなく一方的に譲り渡すものをいう。以下同じ。）が可能である管理区分があり、漁業者間で協議が調った場合は、原則として譲受（融通のうち配分量を譲り渡すことなく一方的に譲り受けるものをいう。以下同じ。）要望のあった管理区分へ当初配分比率

に応じて配分を行うものとし、県はその結果を各管理区分の漁業者へ通知するものとする。

- (3) (2)の配分の後で、譲受要望をした管理区分の漁業者は必要に応じて当該管理区分の漁業者間で融通の協議ができるものとする。
- (4) (3)の場合において、当該管理区分の漁業者の間で配分量の融通の協議が調った場合は、県に当該協議の結果を報告するものとする。

第4 くろまぐろ（大型魚）に係る県内融通の手続等について

1 定義

この手続に係る配分量及び漁獲量は、漁船漁業等の期間別の漁獲可能量及び期間別の漁獲量の総量並びに定置漁業の漁獲可能量及び漁獲量とする。また、消化率は漁船漁業等及び定置漁業それぞれの漁獲量を配分量で除した値とする。

2 融通の手続

- (1) 県は必要に応じて各漁業の漁業者に対して、融通に係る要望調査を行うものとする。
- (2) (1)の要望調査において配分量の譲渡が可能である漁業があり、漁業者間で協議が調った場合は、譲渡可能な数量を譲受要望のある漁業に配分し、県はその結果を各漁業の漁業者へ通知するものとする。
- (3) 譲渡後、譲渡した漁業において漁獲量が積み上がり、同漁業における消化率が70%に達した場合には、以下の「3 譲渡の条件」のとおり譲受した漁業の配分量の未利用分から、譲受した数量を上限として配分量を返還する。

3 譲渡の条件

- (1) 譲渡した漁業の消化率が70%を下回るために必要な数量又は0.5トンのいずれか大きい数量を、譲受した漁業の配分量から譲渡した漁業の配分量へ返還する。
- (2) 譲受した数量を上限として、(1)の返還は繰り返し行うことができる。
- (3) 譲受した漁業において漁獲量が積み上がり、譲渡した漁業に返還するための数量が不足し、(1)及び(2)が行えない場合には、県留保から1.0トンを上限として当該不足分を補填する。

4 譲渡する漁業が譲渡可能な数量について

- (1) 譲渡する時点の配分量から2(1)の調査により必要となった数量を減じた数量

- (2) 県方針八 5(3)イの規定により県の留保から配分される数量
- (3) 県方針八 5(3)ウの規定により他の都道府県等との融通で増加した配分量のうち譲渡する漁業に配分される数量

【大型魚に係る譲渡と返還の配分量イメージ】

(単位 : トン)

	譲渡した漁業	譲受した漁業
① 謾渡する時点	10. 0	10. 0
② 謾 渡	7. 0	→ (3. 0) → 13. 0
③ 返 還	7. 5	← (0. 5) ← 12. 5

譲渡した漁業で消化率7割に達した場合 (例: 漁獲量4.9トン/漁獲枠7.0トン)

※ ③は譲渡した漁業が譲渡した数量を上限として繰り返し行います。

第4号議案

くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における
県内融通の促進に向けた翌管理年度の追加配分の
取扱いについて（協議）

このことについて、令和7年12月3日付け漁資第614号で
知事から別添のとおり協議がありましたので審議されたい。

令和7年12月19日

会長 石井 春人

漁資第614号
令和7年12月3日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春人 様

千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の促進に向けた
翌管理年度の追加配分の取扱いについて（協議）

のことについては、別紙（案）により取り扱いたいので協議します。

くろまぐろ（小型魚）の令和7管理年度における県内融通の 促進に向けた翌管理年度の追加配分の取扱いについて（案）

第1 趣旨

本県に配分されたくろまぐろの都道府県別漁獲可能量を有効に活用するため、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）及び「くろまぐろに関する令和7管理年度における県内融通に伴う知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて」（以下「県内融通取扱い」という。）に基づき、知事管理区分間の融通を行っている。

県内融通の一層の促進を図るため、この取扱いの定めるところにより、配分量の譲渡を行った管理区分に対し、翌管理年度に追加配分（以下「譲渡メリット」という。）を行うこととする。

第2 譲渡メリットの取扱いについて

くろまぐろ（小型魚）について令和7管理年度に県内融通取扱いに基づき融通が行われた場合は、翌管理年度に以下のとおり追加配分を行うものとする。

- 1 国の繰越等により翌管理年度に農林水産大臣から本県に追加配分があった場合には、次の2及び3に基づき知事管理区分への追加配分を行う。
- 2 令和7管理年度に配分量の譲渡を行った管理区分に対し、当該管理年度の当初配分量の10パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の管理区分から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。なお、配分量が整数とならない場合は、小数点第2位以下を切り捨てる。
- 3 配分の原資は、県方針八4(3)ウの規定により当初配分比率に応じて配分される以前の追加配分とし、配分の原資が不足した場合は、配分量に応じて按分する。